

あきる野市教育委員会 6 月定例会会議録

- 1 開催日 平成25年6月26日(木)
- 2 開催時刻 午後2時00分
- 3 終了時刻 午後3時14分
- 4 場所 あきる野市役所 5階 505会議室
- 5 日程
- 日程第1 協議事項(1) 指定学校変更制度の見直しについて
  - 日程第2 協議事項(2) 通学区域の見直しについて
  - 日程第3 報告事項(1) あきる野市学校給食センターの耐震診断結果と対応について
  - 日程第4 報告事項(2) あきる野市青少年問題協議会委員の委嘱について
  - 日程第5 報告事項(3) あきる野市生涯学習推進市民会議委員の委嘱について
  - 日程第6 報告事項(4) あきる野市スポーツ推進計画(案)について
  - 日程第7 教育委員報告
- 6 出席委員
- |          |           |
|----------|-----------|
| 委員長      | 古田 土 暢 子  |
| 委員長職務代理者 | 山 城 清 邦   |
| 委員       | 田 野 倉 美 保 |
| 委員       | 丹 治 充     |
| 教 育 長    | 宮 林 徹     |
- 7 欠席委員 なし
- 8 事務局出席者
- |                 |         |
|-----------------|---------|
| 教 育 部 長         | 鈴 木 恵 子 |
| 指 導 担 当 部 長     | 新 村 紀 昭 |
| 生 涯 学 習 担 当 部 長 | 山 田 雄 三 |
| 教 育 総 務 課 長     | 小 林 賢 司 |
| 教 育 施 設 担 当 課 長 | 丸 山 誠 司 |

指導担当課長	千葉 貴 樹
学校給食課長	木 下 義 彦
生涯学習スポーツ課長	関 谷 学
スポーツ・公民館担当課長	岡 野 要 一
国体推進室長	橋 本 恵 司
図書館長	松 島 満
指導主事	加 藤 治 紀

9 事務局欠席者

指導主事	梶 井 ひとみ
------	---------

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

委員長（古田土暢子君）

ただいまからあきる野市教育委員会 6 月定例会を開催いたします。

本日は教育委員全員が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

本日傍聴の希望がありますので、許可したいと思います。

事務局は、梶井指導主事が欠席しております。

それでは、議事日程に従って会議を進めたいと思います。

まず、会議録署名委員の指名については、田野倉委員と丹治委員を指名します。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第 1 協議事項（1）指定学校変更制度の見直しについて、提出者は説明をお願いします。

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

それでは、指定学校変更制度の見直しについてご説明いたします。

初めに、資料の確認と説明をさせていただきます。1 枚目が本日の協議事項でございます。2 枚目が資料ということで、制度に関する法令、またこれまでの制度の利用状況、制度にたいする市議会等地域からの意見・要望でございます。

続きまして、3 枚目から指定学校の取扱いに関する要綱が 3 枚ほどございます。最後が平成 14 年度に教育委員会において制度の方針を決定した内容となります。

それでは、協議事項にお戻りいただきまして、資料に沿いまして説明をさせていただきます。1 の制度の導入でございます。本制度につきましては、平成 14 年に特色ある学校づくりや、開かれた学校づくりを通じまして学校の活性化を図るために、当時全国的に通学区域制度を弾力化する動きがありまして、市におきましても地理的に近い学校への通学の要望や戸倉・小宮の小規模学校対策の一環として弾力的運用を望む声がありまして、その声を受けて平成 14 年 5 月の定例教育委員会で方針決定されたものでございます。その内容は先ほど資料で説明をしましとおおり、添付いたしました通学区域の弾力化の方針決定のとおりで、方針では学校選択制の導入を最終的な目標としながらその第 1 段階として通学区域の弾力的な運用を推進するとしております。

ここで、学校選択制と、それから現在運用している制度の違いに若干触れさせていただきますと、現在の制度は新入学時に教育委員会が定められた学区により学校をまず指定をいたします。それを保護者に通知をしまして、その後保護者が希望する場合には保護者が申し入れをして、指定を変更するという制度でございます。一方、学校選択制につきましては全国でさまざまな実態がございますけれども、学校、教育委員会が初めに指定をするのではなく、保護者が学校を選択して、その希望を踏まえて教育委員会が指定するという制度になっております。選択制と現行の制度は若干取り扱いが違っております。都内でも多くの自治体が学校選択制を導入したという経緯がございます。

続きまして、また資料に戻りまして、2 の当市の弾力的運用ですが、3 点ございます。

隣接する学区への変更、部活動による変更、通級学級の設置校への変更が主な理由となっております。

次に、3の制度の利用状況等の成果でございますが、制度導入後、小学校は毎年度60人から80人、新入生の約1割、10%が指定学校を変更しております。また、中学につきましては、約15%が変更しております、そういう点では保護者の願いに応えることができました。また、中学につきましては、希望する部活動ができる環境が整えられることになりました。

一方、制度開始から10年を経まして、制度は保護者の間に定着をしましたが、反面さまざまな環境の変化に応じて課題が生じてきております。4番の課題等でございますけれども、まず1点目が学校と地域との関係の希薄化です。子供会や自治会の地域行事への参加が減少するなど、地域と児童生徒、保護者との関係が希薄化しているという声が市議会や地域懇談会からも寄せられております。

2点目でございます。通学の安全確保の点で現在災害の発生が懸念されている中、学区域外から通学することによりまして、通学距離が長くなることから安全性が懸念されております。

次ページ③になります。小中一貫教育の推進に当たっての課題ということですが、9年間一貫した教育を推進するには地域と小学校が一体的であることが望ましく、また実態といたしまして、資料でお示しをしており、東秋留小学校の学区は秋多中学校と東中学校の学区に分かれておりますが、現在制度を活用し、東秋留小学校の卒業生はほとんどが東中学校に進学している実態がございます。通学区域と実態が合っていないという状況がございます。

4つ目になりますが、学校教育を取り巻く環境の変化ということでございますけれども、近年学校選択制につきましては導入している自治体も地域と学校のつながりが希薄化するという理由により見直しをする自治体が増加をしております。また、戸倉、小宮小学校が五日市小学校に統合したことにより、制度導入時と状況は変化してまいりました。さらに、東日本大震災後、学校はこれまで以上に児童生徒の安全確保に取り組む必要がございます。

これらのことから、制度の見直しについて5のとおり提案をさせていただきたいと思っております。初めに、(1)学校選択制については今後も導入しないことといたします。次に、(2)指定学校変更基準を一部見直しをし、要綱の別表2の隣接通学区域は指定学校よりも通学距離が近い学校への就学を希望するもののみ限定するよう改正をしたいと考えております。最後に、(3)といたしまして、東秋留小学校の学区域は実態を踏まえまして、全て東中学校の学区域とするため、規則改正をしたいというふうに考えております。

以上が提案の内容でございます。よろしくご協議のほどお願いいたします。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから協議に入ります。何かご意見などございますか。

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

これを見直した場合にどうしても保護者がどこそこに行かせたいんだというふうにし

て主張した場合には、最終的にはこれは何を根拠に決定することになるのでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

要綱では、第1表で8項目要件を定めております。また9項目に特別な事情があることということで規定をしております。この9項目の特別な事情があることというところで、保護者等の聞き取りをしまして、その実情、実態に合わせて教育委員会が判断していくということになります。それ以外の要件につきましては、この規定に沿いまして決定をするということになります。

以上です。

委員長職務代理者（山城清邦君）

ということは、最終的には極端なケースだと思うんですが、折り合いがつかなかった場合にはどうなるんですか。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

折り合いをつけるように話し合いを進めるということになりますけれども、最終的に教育委員会が学校を指定するという形になります。

以上です。

委員長職務代理者（山城清邦君）

しかし、これは要綱ですよ。要綱ですと、強制力がないですよ。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

弾力化するための要綱になりますので、本来の学校を指定するということは学校教育法の規則に基づきましていたします。学区について規則がございますので、その学区により学校を指定するというのが大原則になります。弾力的な対応をするための要綱ということになります。

委員長職務代理者（山城清邦君）

わかりました。

委員長（古田土暢子君）

ほかにどなたか。

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

先ほどご説明いただいた弾力的運用ということで3点挙げられていて、今回変わる部分は①の隣接する通学区域というのをより近い通学区域に変えるということですよ。先ほど実情として小学校では60人から80人、中学校では70人から110人指定された学校以外に通学していらっしゃるということなんですが、より近いほうではない隣接する通学区域に通っていらっしゃる児童、生徒はどのくらいいらっしゃるんですか。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

資料の2をごらんいただきたいと思います。表がございしますが、理由が転居予定から隣接までという形で記載しております。恐らく兄弟の理由により指定学校を変更している児童につきましては、これは隣接を活用して移動し、その後その兄弟がまたこの理由で移動しているというふうを考えられますので、この隣接以外のものといいますと、25年度で見ますと1の転居予定、それから3の帰宅、になろうかと思えます。ほとんど限られているという実態がございします。また裏面の中学校、25年度のところを見ていただきますと、6の部活が15、進学が7という状況ですので、その他の理由についての指定学校変更というのは限定されているというふうを考えておりますので、今回の見直しにつきましては隣接のみにさせていただきますというふうを考えております。

委員（田野倉美保君）

すみません。その隣接というのを今回改正すると隣り合っているということではなく、それよりももっと距離が近いという形に変更するわけですよね。今現在、指定学校よりも距離が近くない隣接した中学校に通っていらっしゃる生徒さんというのはいらっしゃるのかなと思ったんです。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

そのことについては、詳細まだ実態把握はしておりません。特に小学生については近いところということでこの制度を選択しているのが実態ではないかなとは思いますが、保護者の間でこの制度がどこにでも行けるのだという認識といいますか、そういうことが多くなってきておりますので、場合によっては遠くでも選択している場合もあるかなと思えますけれども、実態としては近いからということで選択しているのがほとんどではないかなというふうを考えております。ただ、詳細の数値としては把握しておりません。

委員長（古田土暢子君）

ほかによろしいでしょうか。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

これは改正された場合の話ですけれども、隣接する学校に通った場合校舎や教室の施設関係については大丈夫なんですか。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

現状ではさほど問題がないというふうを考えております。現在も1割ぐらいが隣接から通っているような状況で、充足もしておりますので、その辺は問題がないかと考えております。要綱でも定めておりますけれども、施設の状況によりまして受け入れられないということが明らかな場合には指定学校変更制度による変更は認めないということにしており

ますので、その場合にはそういう対応をしていきたいというふうに考えております。

委員（丹治 充君）

人数によって、実際振り分けたときにこの子はいいけども、この子はだめだというような、そんな場面というのもあり得ると思うのですが。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

それも入学前に通知を出す段階で判断をして、実際に草花小学校の児童数がふえていることにつきましては、そのようなことが想定をされましたので、事前に周知をしまして、この学校については弾力的な運用ができない可能性があるというのを事前に周知のほうさせていただいておりますので、そういうような形をしていく予定でおります。

委員（丹治 充君）

ということは、これから実施される場合については前もって広く市民のほうに周知することですね。

教育部長（鈴木恵子君）

はい。

委員長（古田土暢子君）

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

先ほどお話のあったように、小学校で10%、中学校で15%の新入生が新しく指定校変更制度を利用しても学校に通う人数は変わらないという予測なんでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

先ほども申しましたとおり、詳細つかんでおりませんが、多くは変わりがないんじゃないかというふうに考えております。ただ、制度の周知という点で誰でも隣接であれば、どこの学校を選択してもいいんだよということではないということを経年の改正によりまして、保護者の方にご理解いただきたいということです。

委員（田野倉美保君）

わかりました。個人的な意見なんですけれども、先ほど地域と学校との関係がだんだん希薄化してきて、地域とのつながりというのが薄れてきているんじゃないかということから、制度を見直してはどうかという話だったかと思います。自分が住んでいるところから10%、15%の子供たちが別のところに通うというのは、私個人的にはかなり大きな数字だと思うんです。できれば、この中学校に行くと、こういったことができる、この中学校に行ったらできないというのではなく、どの中学校に行っても同じようなサービスというか、環境があるというのが本当は理想だと思うので、できればもうちょっと指定学校の変更というのを生徒の数が減っていくような形の政策をとればよりよいのではないかと思います。

委員長（古田土暢子君）

教育長。

教育長（宮林 徹君）

今のことも大事なことだと思いますけれども、例えば部活動のことで変更する子供もいますよね。自分の子供が行こうと思っている指定された学校にサッカー部がない、けれども、隣の学校にはある、仮にその学校に無理やりサッカー部をつくって、サッカー部があるからいいじゃないかといったときに、どっちのほうが強いかなどということもあるわけですね。全く同じことというのではないわけで、基本的には指定された学校へ行くのが原則なんですよね。だから、それ以上のことをするにはよほどのことがないと本当は変更して行けないんだということが大事で、お友達が行くから一緒に行くなんていうのもあるけどそれはだめですね。いずれにしてもそうできるかどうかもあるけれども同じように全ての教育内容を同じのにする。学力はあっちの学校のほうがいいみたいだから、隣の学校に行きますなんていう人だっていないとも限らない。だから、基本的にはもう自分の住んでいる地域の学校へ行くと、これが原則なんですよと言わないと、どこへでも行けるんだということを暗に言われ出しちゃっていた部分があるんですが、そうじゃないんだということなんですよね。

委員長（古田土暢子君）

では、本件はこのように進めていくということによろしいでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

続きまして、日程第2 協議事項（2）通学区域の見直しについて、提出者は説明をお願いします。

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

それでは、通学区域の見直しについてご説明いたします。

この見直しにつきましては、2点ございまして、先ほどご協議いただきました東秋留小学校の学区の見直し等々が1点と、それから特別支援学級については、学区をこれまで設けておりませんでした。知的の固定学級の東中学校の生徒数と五日市中学校の生徒数にアンバランスが生じていることから、今後見直しを図るものでございます。

それでは、資料によりましてご説明をいたします。1の要旨でございしますが、平成26年度から地域の実態に即した小中一貫教育を実施することに伴い、実態を踏まえ、東中学校の通学区域を一部見直す必要が生じました。また、特別支援学級（固定制）につきましては、通学区域の定めがないことから、特に中学校において偏った在席となっており、学校間のバランスの悪さが課題となっております。このようなことから、特別支援学級（固定制）についても通学区域を定め、学校間でのバランスのとれた在席による特別支援教育を推進していく必要がございます。

2の見直しの概要でございまして、はじめに、（1）中学校になります。秋多中学校につきましては、通学区域に関するほうから東秋留小学校を削除いたします。東中学校につきましては、通学区域に東秋留小学校の通学区域の全部の地区ということで変更をいたします。その他の学校につきましては、変更がございません。裏面をごらんいただきたいと思います。

す。(2) 特別支援学級(固定制)でございます。こちらの表につきましては、規則に新たに追加をしたいというふうに考えております。小学校の知的障害特別支援学級(固定制)の通学区域につきましては、東秋留小学校の区域は東秋留小学校及び屋城小学校並びに前田小学校の通学区域の全部の地区とし、草花小学校の通学区域は草花小学校及び多西小学校の通学区域の全部の地区とします。また、一の谷小学校の通学区域は一の谷小学校、南秋留小学校並びに西秋留小学校の通学区域の全部の地区といたします。五日市小学校につきましては、五日市小学校、増戸小学校の通学区域の全部の地区とします。

次に、中学校の知的障害特別支援学級(固定制)の通学区域でございますが、東中学校につきましては、東中学校、御堂中学校並びに秋多中学校の通学区域の全部の地区、五日市中学校につきましては、五日市中学校、西中学校並びに増戸中学校の通学区域の全部といたします。

3の中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級(固定制)につきましては、これまでどおり西中学校でございますが、市内全中学校の通学区域の全部の地区とするものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長(古田土暢子君)

説明が終わりました。

これから協議に入ります。何かご意見などございますか。

山城委員。

委員長職務代理者(山城清邦君)

改正は、私としては見直しについてはやむを得ないと思いますが、希望としましては、固定制の学級の選択のことなんですけれども、やはり今後のことを考えた場合に、通学区域が指定された以上は、それぞれの特別支援学級の運営において、校内の双方の教員同士、あるいは校長も含めた学校のその特別支援学級に対する位置づけの意識の共通化といましようか、学校全体で共通の問題意識を持っていただきたい。今までもなさっているでしょうけれども、ぜひ教員相互の交流を深めて、研修を積んでいただいて、理想としては、どの学校の特別支援学級に行っても同程度の教育を受けられるという環境を整えるように、今まで以上に努めていただきたいということを希望いたします。

以上です。

委員長(古田土暢子君)

指導担当部長。

指導担当部長(新村紀昭君)

今のお話につきましては、これまでも特別支援に特化した養成講座であるとか、校内委員会等については、研修であるとか、あるいは教育委員会でやっているものということで特別支援学級の担当の教諭のスキルアップということもやってきたわけでございますが、なかなかその人事異動の部分で、均質の先生方をきちんと配置するということが難しい部分もございます。今後もそういったことについては、極力学校のほうに指導主事等を派遣し、また教職員研修センターの指導員の方に行っていただいて、そうしたスキルに問題がある先生あるいは力不足の先生については研修を積んでいただくということで積極的に働

きかけていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長職務代理者（山城清邦君）

よろしく申し上げます。

委員長（古田土暢子君）

丹治委員、よろしいですか。

委員（丹治 充君）

私も同じなんですけど、機会均等といいますか、どの学校へ通っても同等の教育が受けられることが望ましいと思います。そういった中で特色ある学校づくりなどで、それぞれの学校のよさをさらに引き出してもらうことによって、総体的にどの学校へ行くというような思いに至るんじゃないかなというふうに思います。意見ですけども。

委員長（古田土暢子君）

では、本件はこのように進めていくということによろしいでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

続きまして、日程第3 報告事項（1）あきる野市学校給食センターの耐震診断結果と対応について、報告者は説明をお願いします。

学校給食課長。

学校給食課長（木下義彦君）

それでは、あきる野市学校給食センターの耐震診断結果と対応についてご説明をいたします。

資料はお手元1枚になります。あきる野市学校給食センター3施設の耐震診断調査を福生市内のモリタ構造設計室へ委託して行いましたが、耐震診断結果が出ましたので、その結果と対応につきましてご説明をいたします。

それでは、お手元の配布資料の3番、耐震診断結果のところに3施設の耐震診断結果を表にまとめさせていただいております。まず、施設の構造といたしましては、秋川第1学校給食センターと秋川第2学校給食センターにつきましては、建物の構造が鉄筋コンクリートと鉄骨の併用づくりでございます。また、五日市給食センターについては、総鉄骨づくりとなっております。今回の耐震結果では、建屋の鉄骨づくり部分の耐震性能が低く、とりわけ鉄骨の屋根部分の耐震性能が確保されていないというのが特徴でございます。また、附帯施設としましては、その秋川第1学校給食センターについては、ボイラーのコンクリート製の煙突が非常に高く、中折れの危険性があると。それから、あと屋上にあります高架水槽、現在は使われていないのですけれども、高架水槽が設置されておまして、それが危険であると。その他、第2給食センターにつきましては、鋼鉄製の煙突が建築基準を超えているということで、これも撤去、新設が必要となります。以上でございます。

裏面をごらんいただきたいと思います。今お話ししましたところ、若干写真で見にくいかとも思うんですが、コンクリートに変更する。それから高架水槽、それから下の段のところには真ん中辺に棒のように突き出ている鋼鉄製の第2センターの煙突でございます。では、4の対応方針といたしまして、教育委員会は新たな給食センターの整備が計画され

ていることを踏まえまして、耐震補強を近隣の住宅や通行など、安全が保てる箇所に限定して実施をしまして、避難訓練などにより職員の安全確保には努めるものとします。工事のスケジュールとしましては、本年度9月補正予算で設計費を計上しまして、26年度当初予算で工事費を計上したいと考えております。そして、夏休み中に工事のほうを完了したいというふうに考えております。また、概算経費の見込みとしましては、設計費が約100万円、それから工事費が650万円、合計750万円の費用を見込んでおります。

以上で説明を終わらせていただきます。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

参考までに教えていただきたいんですが、この耐震診断料というのはどのくらいかかるものなんでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

学校給食課長。

学校給食課長（木下義彦君）

今資料を持っていなくて申しわけないんですけども、耐震診断費用につきましてはたしか秋川が約340万円、五日市が約250万円、予算を計上して、診断を行ったと記憶しております。

委員長職務代理者（山城清邦君）

ありがとうございました。

委員長（古田土暢子君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

この3つの工事、どのくらいかかるんでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

学校給食課長。

学校給食課長（木下義彦君）

煙突とそれから高架水槽と鋼鉄製の煙突の工期については、給食が終わる7月19日ぐらいから夏休み期間中ということで8月いっぱい、約1カ月と10日ぐらいの期間で工事を行いたいと考えております。

委員（丹治 充君）

そうすると、来年の7月からもう工事に入るということですね。

学校給食課長（木下義彦君）

給食が終了次第、夏休み中で完了したいと思っております。

委員長（古田土暢子君）

よろしいでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

では、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第4 報告事項（2）あきる野市青少年問題協議会委員の委嘱について、報告者は説明をお願いします。

生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（関谷 学君）

あきる野市青少年問題協議会委員の委嘱についてご説明をいたします。

平成25年6月1日付で、あきる野市青少年問題協議会委員が下記のとおり新たに委嘱されました。今回委嘱された方は全部で5名でございます。全員新規の委嘱でございます。まず、小澤進さん、保護司会あきる野分区長でございます。2号委員です。松本昭彦さん、五日市警察署長でございます。3号委員です。和田芳子さん、東京都立川児童相談所の所長でございます。3号委員です。高橋志夫さん、市小中学校校長会の会長でございます。3号委員です。曾我有二さん、市小中学校校長会副会長でございます。3号委員でございます。それぞれの任期につきましては、2号委員が平成26年10月4日まで、これは前任者の残任期間となります。3号委員につきましては、関係職の在任期間ということでございます。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

教えていただきたいんですけども、この協議会というのは年に何回ぐらい開かれるものでしょうか。それとも、必要なときにその都度開くということなのでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（関谷 学君）

例年、年2回開催しております。夏休みに入ります前に1回、あと年度末に1回、毎年開催しております。

委員長（古田土暢子君）

よろしいでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

では、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第5 報告事項（3）あきる野市生涯学習推進市民会議委員の委嘱について、報告者は説明をお願いします。

生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（関谷 学君）

あきる野市生涯学習推進市民会議委員の委嘱についてご報告いたします。

平成25年6月1日付で、あきる野市生涯学習推進市民会議委員が下記のとおり新たに委嘱されました。今回委嘱いたしましたのは11名でございます。まず、滝口富夫さん、前社会教育委員の会議議長でございます。継続でございます。河田博夫さん、社会教育委員の会議の議長でございます。継続です。坂上洋之さん、あきる野市文化団体連盟会長でございます。継続でございます。吉田栄久夫さん、NPO法人あきる野市体育協会専務理事でございます。継続でございます。倉田克治さん、社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会副会長でございます。継続でございます。浅原伸行さん、あきる野市小学校長会会長でございます。新規でございます。近藤寛さん、あきる野商工会理事でございます。継続です。佐藤洋介さん、学校法人日本放送協会学園生涯学習局専任局長でございます。継続でございます。安藤之太さん、あきる野市生涯学習コーディネーターの会会長でございます。継続でございます。羽生田紘治さん、公募委員でございます。継続です。持田晃子さん、公募委員でございます。任期間は平成25年6月1日から平成28年5月31日までということです。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。

よろしいでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

では、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第6 報告事項（4）あきる野市スポーツ推進計画（案）について、報告者は説明をお願いします。

スポーツ・公民館担当課長。

スポーツ・公民館担当課長（岡野要一君）

それでは、あきる野市スポーツ推進計画（案）についてご報告をいたします。

お手元にスポーツ推進計画（案）の概要版と本編をお配りしてございます。本編につきましては50ページから成っておりますので、概要版のほうで説明をさせていただきます。あきる野市スポーツ推進計画（案）としまして、市の全体計画として策定をします。まず、表紙のところの基本理念としまして、みんなで作ろう「スポーツ都市あきる野」、誰もが元気でスポーツに親しむ健康なまちを目指してということで、基本理念を掲げております。これにつきましては、スポーツ推進計画市民検討委員会の中で皆さんに検討していただいた計画案でございます。

1ページ目をお開きください。1枚めくっていただきまして、はじめにとして市長の挨拶文がございます。市長から、特に運動不足を感じている市民の皆さんに着目するとともに、全ての年代の人々がそれぞれのライフステージに応じてスポーツを気軽に楽しむことができる施策、実効性のある計画にしてほしいということでこの挨拶文が載っております。

1ページ目の第1章、計画の基本的な考え方ということで、計画策定の背景でございます。（1）社会状況の変化と課題ということでございます。あと、（2）国の動向、スポー

ツ基本法の公布、スポーツ基本計画の策定でございます。都のほうでは、東京都スポーツ振興基本計画の策定、東京都スポーツ推進計画を策定しまして、スポーツを推進していこうというような国や都の動向でございます。あきる野市としましては、2のほうで、国においてはスポーツ基本法に基づくスポーツ基本計画が、また都では、東京都スポーツ推進計画が策定され、全ての人々がスポーツに親しみ、楽しみ、支える活動に参画できる環境づくりが推進されることになりました。あきる野市においても、市民の誰もが気軽にスポーツに親しみ、また支援できる環境づくりを充実するために、あきる野市スポーツ推進計画を策定することとしましたということでございます。

次に、2ページでございます。3、本計画におけるスポーツとはということで、誰もが気軽にスポーツを親しんでもらうために、スポーツの概念を広く捉えることとします。勝敗や記録を競うスポーツだけではなく、健康づくりのためのウォーキングや自然に親しむハイキング、介護予防のためのトレーニング、気分転換に行う軽い体操など、目的を持ったあらゆる身体運動を含めて、日常生活におけるスポーツといたします。基本理念は先ほど申し上げたとおりでございます。計画の位置づけとしましては、あきる野市の総合計画の下位計画として位置づけております。計画の期間は平成25年から平成32年までの8年間といたします。

第2章、あきる野市を取り巻く環境とスポーツということで、1、人口動態、平成32年には市の人口が8万人を割り込む予測となっております。65歳以上の人口の総人口に占める割合は30%近くとなり、15歳から64歳の生産年齢人口は60%を下回る推計となっております。2の市民のスポーツ実施状況、まず(1)成人のスポーツでございます。74%の市民が運動不足を「感じている」、あるいは「ある程度感じている」という回答をしております。(2)子どものスポーツにつきましては、あきる野市の子供については、全学年で東京都平均を上回る結果でしたが、全国平均と比較すると、小学1年生の男子と2年生の女子を除いては、全国平均を下回るという状況にありますということでございます。(3)高齢者スポーツにつきましては、高齢者がスポーツや運動を行う理由は、健康・体力づくりのためが最も多くなっております。気軽に取り組めるウォーキングや体操等の人気が高くなっております。(4)障がい者スポーツ、今後は、障がい者スポーツの指導者育成やスポーツ・レクリエーション教室の開催など、ソフト面での充実が必要になってくるのではないかとございます。

次に、4ページ目でございます。3、市のスポーツ団体の状況でございます。(1)団体への加入状況としましては、国や都の類似の調査結果を見ると、加入率は高い傾向になっております。スポーツ団体の状況でございます。NPO法人あきる野市体育協会加盟団体、加盟団体数29団体、スポーツ少年団が13団体。総合型地域スポーツクラブが2団体、あと社会教育関係団体等のスポーツ団体が登録数130団体でございます。(3)指導者・スポーツボランティア(支えるスポーツ)の状況でございますけれども、NPO法人の体育協会所属のスポーツ団体やスポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ等によるご協力を得て、指導等を行っております。4、市のスポーツ施設と施策でございます。(1)のスポーツ施設としましては、秋川体育館等の利用状況、学校開放等の利用状況、公立体育施設等の利用状況でございます。特に③の26市で比較をしてみますと、あきる野市では

大変恵まれた状況にあります。都立秋留台公園では、また本格的な3種の陸上競技場等があります。また、民間施設としましても、テニスコートやゴルフ場、ゴルフ練習場、スイミングスクール、乗馬クラブなどがあり、あきる野市のスポーツ振興の一翼を担っております。(2)のスポーツ施策でございます。特色あるスポーツ関連施策でございます。健康づくり事業としては、めざせ健康あきる野21、コミュニティ振興事業としましては、市民スポーツ・レクリエーション大会でございます。教育関係のスポーツ事業としましては、子どもすもう大会、ドッジボール大会、小中学生の駅伝大会、サッカー教室等を行っております。

施設の整備、充実に対する要望、スポーツ・運動を推進するための要望等、ここに掲げているとおりです。

3章、課題の整理と計画の方向性ということでございます。1、スポーツ推進に向けた課題ということで、(1)子育て世代・働き盛り世代におけるスポーツ実施率の向上、(2)子ども世代における体力づくりの推進、(3)高齢者や障がい者のスポーツ推進というふうな課題が挙げられております。2、スポーツ活動推進のための方向性でございます。(1)団体・指導者・ボランティアの支援、(2)スポーツ施設の充実と効率的活用、(3)情報発信の工夫・充実、(4)スポーツを通じたまちづくりの推進等が挙げられております。

次に3、目指すべき姿ということで、あきる野市は豊かな自然に恵まれ、優れた歴史・文化を引き継ぐまちでございます。また、そういった地域特性や社会背景のもとでスポーツ団体や市民、企業との協働の取り組みを基本に、全ての年代の人々や、障がいのある方々がライフステージに応じたスポーツや健康づくりを通じて、健康なまちづくりの実現を目指しますというような、目指すべき姿を掲げております。

4の数値目標としましては、成人の週1回以上のスポーツ実施率70%を目指します。これは東京都の数値と同じでございます。

次のページに行きまして、5の基本目標でございます。基本理念の実現と数値目標の達成に向けて4つの基本目標を掲げました。基本目標1、すべての市民がスポーツに親しみ、楽しめる活動の推進、基本目標2、スポーツが気軽にできる場の確保、基本目標3、スポーツ活動を支援する環境の整備、基本目標4、市の特性を活かしたスポーツ推進によるまちづくりというような4つの基本目標を掲げております。

第4章、具体的施策の展開、先ほどの基本目標、こちらのほうは、9ページのほうは体系図となっています。10ページのほうで、基本目標1で、すべての市民がスポーツに親しみ、楽しめる活動の推進ということで、身近にスポーツを楽しむきっかけづくりということで、15事業を挙げています。(2)子どものスポーツ活動の推進ということで12事業を挙げております。(3)高齢者のスポーツ活動の推進ということで8事業行っています。(4)障がい者のスポーツ活動の推進ということで7事業を挙げております。

基本目標2、スポーツが気軽にできる場の確保ということで(1)既存のスポーツ施設の整備・充実ということで2事業、(2)民間施設などと連携したスポーツ活動の場の拡大ということで1事業、基本目標3、スポーツ活動を支援する環境の整備ということで(1)指導者の専門知識習得への支援ということで4事業挙げております。(2)情報発信の工夫ということで2事業挙げております。(3)スポーツボランティアなどの育成ということで

1事業、(4) 総合型地域スポーツクラブの活動支援ということで1事業挙げております。

基本目標の4、市の特性を活かしたスポーツ推進によるまちづくり、(1) 高齢者が自然の中でスポーツに親しみながらの健康づくりを推進ということで4事業挙げております。

(2) トップアスリートによる啓発と交流の促進ということで2事業挙げております。

(3) スポーツアンバサダーの活動を通じたイメージアップということで1事業挙げております。このスポーツアンバサダーの関係で表紙のほうなんですけど、木村沙織さんと森井大輝さんの写真を表紙にこの関係で載せてございます。

第5章、計画の推進に向けてということで、本計画の取り組みを着実に実施するために、推進体制の整備ということで、(仮称) スポーツ推進協議会の設置、(仮称) スポーツ推進庁内連絡会議の設置ということで、これから2つの協議会と連絡会を設けていこうということでございます。2、評価体制の整備ということで、スポーツ推進協議会と協働でアンケート方式を確立しまして、数値目標を達成するために具体的な施策を体系化し、必要に応じて庁内連絡会議と協働して、施策の改善等を図っていきます。また、このアンケートにつきましては、初年度の25年度と、中間年度の29年度、それと最終年度の32年度にスポーツ実施に関する市民アンケート調査を実施しまして、計画の見直し等を行うものとなります。この計画につきましては、7月1日から7月15日までの15日間、パブリックコメントを受ける予定となっています。それ以後、パブリックコメントの回答をしまして、策定をしていこうというような状況です。

委員長(古田土暢子君)

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。

山城委員。

委員長職務代理者(山城清邦君)

私の感想なんですけど、スポーツアンバサダーという言葉はこの世界では一般的な言葉なんですか。

委員長(古田土暢子君)

スポーツ・公民館担当課長。

スポーツ・公民館担当課長(岡野要一君)

スポーツアンバサダーとはスポーツ大使ということで象徴するものということでございます。

委員長職務代理者(山城清邦君)

スポーツの世界では使われる言葉なんですか。

スポーツ・公民館担当課長(岡野要一君)

最近、コマーシャルなどでも使われるようになってきました。

委員長職務代理者(山城清邦君)

観光大使とかいいますよね。大使というのは拠点があって出かけていってその拠点から与えられた役目を果たすという意味ですよ。

委員(田野倉美保君)

元来は外交を担うという政治的な意味合いがあると思います。

委員長職務代理者（山城清邦君）

本国の代表として海外にいて、本国の代表として振る舞うと。そうするとこのスポーツ大使、イメージとしてはわかるんですが。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

たしかに横文字になれている方となれていない方がいて、いろいろな方がいます。繰り返しになりますけれどもアンバサダーという言葉がこれから主流になるといことを聞きましたので8年間使う計画ですので、それを入れました。本編のほうには用語集がありましてそこに説明は入れたんですけれども。そういったことをご理解いただけたらと思います。

委員長職務代理者（山城清邦君）

ハブ拠点というのも同意語の繰り返しのような気がしまして。ハブ空港というのも集積地、拠点として空港のことはハブ空港といいますよね。機能をもった空港という使い方はするんですが、機能をもった拠点という同意語に聞こえてしましまして。すみません、私の感想です。

委員長（古田土暢子君）

8年間という長い目安で考えていただけてご理解いただけたらと思います。

丹治委員。

委員（丹治充君）

スポーツ推進計画案ができて、いろんな事業がありますよね。民間団体から始まって公のほうで主催する事業もありますし。これ基本的には今後スポーツをやる上で受益者負担などはこれからスポーツを実施する上で考えていくんでしょうか。それともその基盤を市として作っていくために費用等についてはどのようにお考えなのか、教えていただきたいと思ひます。

委員長（古田土暢子君）

スポーツ・公民館担当課長。

スポーツ・公民館担当課長（岡野要一君）

初心者教室等につきましては、無料もしくは安い金額でやっていきたいと、団体ですとかクラブについては受益者負担でお願いしたいと考えております。

委員長（古田土暢子君）

田野倉委員

委員（田野倉委員）

ちょっとお聞きしたいんですが、総合型地域スポーツクラブとしてアスポルトと五日市クラブが最近設立されたということなんですが、これと民間のクラブとの違いは何があるんでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

スポーツ・公民館担当課長。

スポーツ・公民館担当課長（岡野要一君）

総合型地域スポーツクラブというのは、国のスポーツ基本法などで地域のスポーツを活性化するために市区町村においてそういったクラブをつくりなさいということですので市のほうで施設や事務所を無料で貸し出しをしております。スポーツの推進のために、総合

型地域スポーツを推進しようというクラブになります。

委員長（古田土暢子君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

平成23年に国のスポーツ基本法ができて、それをうけてスポーツ基本計画ができました。その中で地域というのがひとつのキーワードになっておりまして基本的にはそれぞれの地域でスポーツが気軽にできる体制づくりをしようというようなことがあります。そうした中でにわかに着目されているのが今ご質問いただいた総合型地域スポーツクラブだといわれておりまして、これの特徴はお金をもうけるのが目的ではなくて準公的な団体でして子供からお年寄りまでがクラブに参加することによってスポーツが楽しめるという初歩の団体からアスリートの団体までをその団体でできるような形にしたいというのが基本になっているようです。そのことで市との関わりについては事務所を市のほうで無償で提供するといったような関わり方をしています。補助金は今のところ出しておりませんけれども。たとえば今後活動していけば市としても場所の提供も考えていきたいと思えます。そういった意味で民間のテニスクラブや乗馬クラブのように単一的目的ではなくて幅広いものになります。

委員（田野倉委員）

TACなどの民間のスポーツクラブの半分公的な機関という位置づけなのでしょうか。たとえばTACですと年会費なり月会費を払い、会員がダンスや水泳、ジムなどいろいろなことができるシステムですが、そういうふうに商業的に運営されているのではないということでしょうか。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

それに似ていますよね。

委員（丹治充君）

私も総合型地域スポーツクラブについて調べてみたんですが、多種目、他世代、多志向という3つの特徴があるそうです。地域住民が会員として活動へ参加していく、というのがこのスポーツクラブの狙いです。その根っこになにがあるのかというと、地域住民が主体的に地域のスポーツ環境を形成する「新しい公共」の実現。2つ目は運動不足解消による過剰医療費の抑制に寄与する、そして学校の授業、部活動への支援を通じてコミュニティスクールへの発展に寄与する、こういったことが前から総合型地域スポーツクラブについてはいわれていますよね。

委員長（古田土暢子君）

よろしいでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

では、本件は報告として承りました。

続きまして、教育委員報告です。

教育長から報告をお願いいたします。

教育長（宮林 徹君）

私はいつものやつですけれども、5月の教育委員会から今日までの間、いろいろありましたが中でも小学校や中学校の運動会がありまして子供たちが一生懸命やっているのを地域の人たちが見て、よくやっているんじゃないかという大きな評価をいただいているんじゃないかと思います。ひとつ苦情というか、これどうなのかなということでお叱りをうけたのが子供たちは学校で決められた服装で運動会をやっているんだけど、それを指導している先生の服装が揃いのTシャツでやっているところもあれば、見るに耐えない服装でやっている学校もあって、それは違いうだろうというお叱りを受けたりもするのがありました。見た目が非常に悪い服装をしながら子供の指導をしている学校があったので地域の人から苦情の電話をいただいたりもしました。そのことについては校長会、副校長会でもお話をしました。あとは先日行われた国体の馬術のリハーサルが2日間ありました。その前には国体開催100日前イベントもありましたし、いよいよ国体に向けて具体的な行動をしながら、本当に担当課は残業続きで体を壊さないといいなと思うくらいやっています。これはあきる野市教育委員会として全面的に力を示していくわけだけでもみんなで応援して本番を迎えていくということになるんだけど、この間の馬術ははじめて見る競技だったし素晴らしい大会だったなと思います。そんなところです。

委員長（古田土暢子君）

ありがとうございました。

国体推進室の方々本当にお疲れ様でした。また、事務局の方々もありがとうございました。はじめて馬術競技を見まして本当に勉強になりました。

教育長（宮林 徹君）

もうひとつなんですけれども、明日西秋留小学校が東京都のスポーツ教育推進校の指定を受けて、その事業の中でロンドンオリンピックに出場したやり投げの村上選手が来てくれて1日校長になって、午前中生徒を対象にソフトボール投げたり50メートル走らせたりやり投げのデモンストレーションをしたりというのがあります。パンフレットをつくって保護者や地域の方に配ってあります。実はこれ明日なんです。1日校長としての辞令を教育長室で渡そうってことをゆっけていて、教育委員さんがその日多西小学校の学校訪問でちょうど教育長室に集まるのでそこで渡せたらと今日の今日まで思っていたんですが、契約が9時からと決まっているということでその前に来てもらうって言うのもよくないということなので、私が残って村上選手に来ていただいて1日よろしく願いますっていうことをしようと思っています。教育委員さんにも同席してもらったほうがいいかなと思ったけれども学校訪問を遅らせるわけにもいけませんし。こういう指定を受けるとアスリートが来るんです。普段ですと頼めませんからね。いい事業だと思います。

委員長（古田土暢子君）

ありがとうございました。

ほかの教育委員さんからなにかありますでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

ほかにはないので、教育委員報告は終了いたします。

最後に、事務局から今後の日程などについてご案内をお願いします。

教育総務課長（小林賢司君）

それでは、今後の日程等についてご案内させていただきます。

まず、学校訪問でございます。6月28日金曜日、明日でございますが、多西小学校、7月5日金曜日、秋多中学校、7月11日木曜日、東中学校の学校訪問となります。市役所に午前9時集合をお願いいたします。

最後に次回、7月の定例会でございますが7月23日火曜日午後2時から505会議室で開催いたします。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

以上をもちまして、あきる野市教育委員会6月定例会を終了いたします。

閉会宣言 午後3時14分